

令和6事業年度監事監査報告



独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（エルモ）

令和7年6月3日

監 事 監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）の令和6事業年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員等会議その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、機構の本部及び各支部において業務、財産の状況及び防衛大臣に提出する書類を調査した。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、当機構の資本の額その他の経営の規模が通則法第39条第1項の「政令で定める基準」に該当せず、会計監査人の監査が実施されていないことから、監事において会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行った。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

- 1 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び年度目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、年度目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2 機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。

また、内部統制システムに関する機構の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

3 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

財務諸表等は、機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

i) 給与水準の状況、ii) 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、iii) 機構の長の報酬水準の妥当性、iv) 保有資産の見直しについては、適正、適切又は妥当であると認める。

IV 全般的な意見

令和7年1月から在日米軍従業員の給与明細電子化が始まったが、そもそも職場のPCやプリンターを使ってはいけないというICT環境下での電子化は正しい判断だったのか、甚だ疑問である。クラウドBOXを利用しての電子申請については、在日米軍従業員の利便性向上の観点からもちろん推奨される取組であるものの、こちらも在日米軍従業員個人のスマートフォン利用を前提としているにもかかわらず、現状はスマートフォンでの書類作成を想定した仕様にはほど遠いと言わざるを得ない。加えて電子化によってエルモ職員の業務は逆に非効率になったとの声が多数あることも大きな課題である。現状の電子化は、人手による作業部分が多く、ミスを誘発しやすい仕組みとなっており、真の電子化に向けて今後更なるシステム改修が必要である。

しかしながら、今般ここに至る経緯を複数の関係者の証言を基に総合的に判断すると、当初想定していたシステムは、予算が大幅に削られたため断念し、現在のシ

システムにならざるを得なかったということと推察される。中途半端な予算による中途半端な電子化は、業務の効率化に逆行することはもちろん、結果として税の無駄遣いとなることを指摘しておく。

令和7年6月3日

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

監事

井村和夫

監事（非常勤）

菱山園子